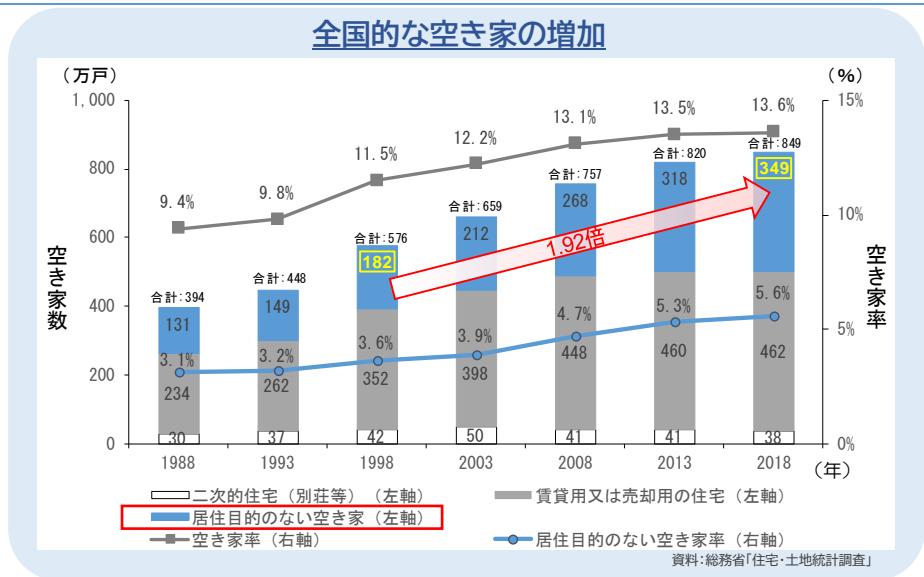


安城市空家等対策計画（2024～2031）概要版

1章 計画の基本事項

1 改定の背景



空き家対策を総合的に強化
空家等対策の推進に関する特別措置法(2015年5月施行)

安城市空家等対策計画(2018～2023)

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正(2023年12月施行)

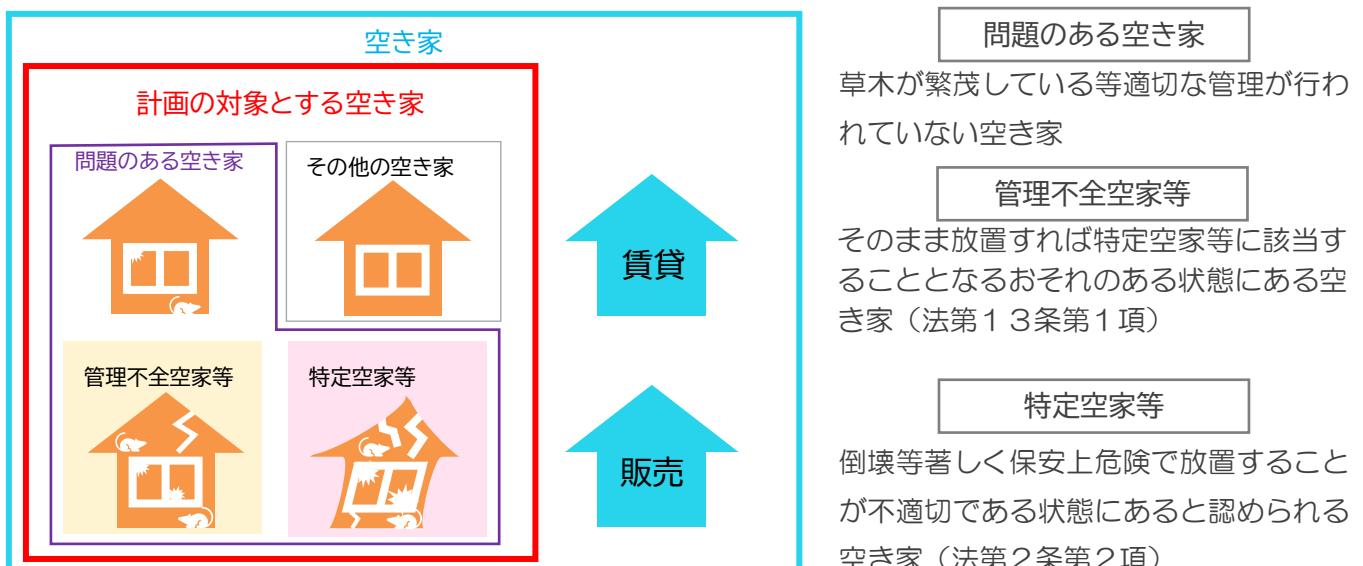
安城市空家等対策計画(2024～2031)

2 基本的な考え方

■ 計画期間：2024年度～2031年度(8年間)

■ 対象区域：市内全域

■ 対象空き家：戸建て住宅、共同住宅等(全空室)



2章 空き家の現状と課題

1 空き物件数の状況

【ランク別空き物件数の変化】

ランク	2016 年度	2022 年度
5	3	2 ^{※1}
4	5	3
3	26	17
2	126	111
1	211	291
0	272	340
合計	643	764

※1 2023年4月に1件解消

【実態調査における空き家の件数の変化】

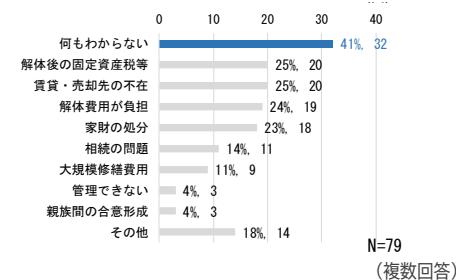
項目	2016 年度 実態調査時点	2022 年度 実態調査時点	増減
問題のある空き家	160	133 (78+55) ^{※2}	△27
その他の空き家	483	631	148
空き家数の合計	643	764	121

※2 78件まで解消したが、新たに55件発生

2 空き家所有者の実態（空き家所有者アンケート調査より）

活用に関する困りごと

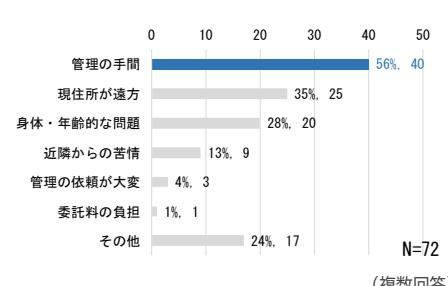
約4割の所有者が空き家を活用をしたいと回答しています。一方で、活用に関する困りごととして「何もわからない」と回答した所有者が多く、他にも、解体に伴う金銭的負担や所有者の望む活用先が見つからないなど活用が進まない要因が見受けられます。



維持・管理に関する困りごと

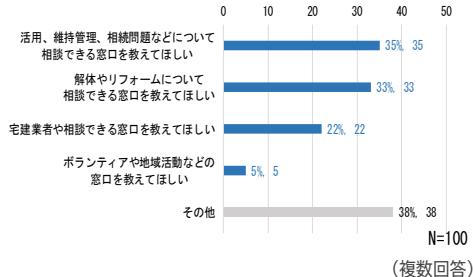
約5割の所有者が維持・管理に関する困りごとがあると回答しています。

そのうち、管理の手間に困っている所有者が半数以上となっており、他にも、遠方に住んでいることや身体・年齢的な問題など、管理が進まない要因が見受けられます。



相談窓口について

所有者の多くは、空き家に関する様々な分野について相談できる窓口を知りたいと回答しており、それぞれの専門家へ相談できる体制づくりが必要です。



3 空家等対策における課題

「問題のある空き家」の発生予防・抑制

- ◆ 空き家となった家屋と状態の速やかな把握
- ◆ 効果的な情報提供等による所有者の意識醸成

活用の促進

- ◆ 各種情報提供の充実
- ◆ 活用を促す仕組みの構築

「問題のある空き家」の解消

- ◆ 各種情報提供の充実
- ◆ 適切な管理を促す対策の実施
- ◆ 特定空家等の解消

相談体制の構築

- ◆ 様々な分野の相談窓口の充実
- ◆ 専門家への相談体制の構築

3章 空家等対策計画

1 空家等対策に関する基本方針

■ 基本理念

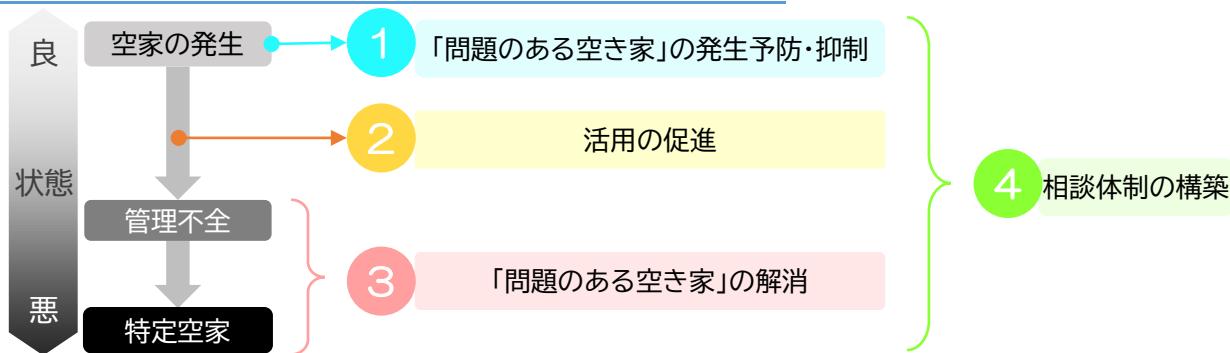
空き家の管理責任は所有者等(所有者又は管理者)の第一義的な責任を前提にしながらも、地域住民の生命、財産等を保護するとともに、生活環境の保全を図るために、市と地域と関係団体が連携して空き家対策に取り組みます。

空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、適切な管理と活用を促進することで、安全安心な住み続けられるまちづくりを進めます。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



2 空家等対策の基本施策



3 空家等対策の取組

1 「問題のある空き家」の発生予防・抑制

空き家の実態把握		「問題のある空き家」にしないための啓発と情報提供
継続	おくやみ窓口による空き家の届出	拡充 市公式ウェブサイト等での啓発、専門家と連携した相談会等の実施(出前講座等による意識啓発)
継続	空き家実態調査	継続 ふるさと納税返礼品としての空き家目視点検サービスのPR
継続	空き家の現地調査	継続 空き家の発生を抑制するための特例措置の周知
継続	空き家データベースの整備	

2 活用の促進

空き家の流通、活用の促進

- 新規 [利活用希望団体バンクによる空き家の流通促進](#)
- 新規 [リフォーム相談窓口、市内業者リスト等の整備](#)
- 新規 [活用事例の調査・情報発信](#)

3 「問題のある空き家」の解消

問題のある空き家の解消促進	管理不全空家等への対応	特定空家等に対する措置
<ul style="list-style-type: none">継続 適切な管理が行われていない空き家所有者への助言、指導継続 空き家除却費補助金継続 除却の推進に向けた情報提供等の実施継続 空き家管理代行サービスの活用促進のための情報提供継続 セミナーや相談会の実施	<ul style="list-style-type: none">新規 空家法に基づく「管理不全空家等」の勧告(固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外)拡充 相手方不在の空き家について、財産管理人制度等の活用	<ul style="list-style-type: none">継続 空家法に基づく対応(行政代執行による除却等)

4 相談体制の構築

継続 空き家問題の苦情への対応、空き家所有者等の相談への対応・体制の構築

拡充 専門家相談窓口の拡充(弁護士、宅建士、建築士、不動産鑑定士等)

相 談 内 容	担 当 課	電 話 番 号
建築物に関すること 被相続人居住用家屋等確認書の発行 宅地建物取引士による不動産・空き家相談	【空き家相談総合窓口】 建築課	0566-71-2241
草木の繁茂・害虫等に関すること	環境都市推進課	0566-71-2206
ごみの処分・分別の方法に関すること	ごみ資源循環課	0566-76-3053
防犯に関すること	市民安全部	0566-71-2219
道水路への草木の越境等に関すること	維持管理課	0566-71-2237
火災に関すること	衣浦東部広域連合安城消防署	0566-75-0119
固定資産税に関すること	資産税課	0566-71-2215 (家屋) 0566-71-2256 (土地)
弁護士、司法書士による法律相談 相続登記測量相談	市民安全部(相談室)	0566-71-2222 (対象は、市内在住・在勤・在学の方)

4 計画の推進に向けて

■ 実施体制の構築

空き家対策を進めるため、庁内における実施体制を構築するとともに、協議会や地域、関係団体との協力・連携体制を構築します。



■ PDCAサイクルに基づく計画の継続的な見直し

計画の推進にあたっては、PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルに基づき、取組状況の進捗管理や改善を通じて、継続的に見直しながら進めます。

■ 空き家対策の成果目標

市民の生活環境に悪影響を及ぼす「問題のある空き家」件数を減らします。

目標	現況	目標値(2031)
2022年度に把握した問題のある空き家※件数	133 件	60 件

※空き家実態調査における危険度判定でランク 2～5

安城市 建設部 建築課

〒446-8501 安城市桜町 18 番 23 号 北庁舎 3階

電話：0566-71-2241 FAX：0566-77-0010

E-mail : kenchiku@city.anjo.lg.jp

